

新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)  
交付要綱  
(インフラ整備事業(国土交通省所管都市・幹線鉄道整備事業))

令和7年4月1日  
国鉄総第 576 号  
国鉄幹第 48 号  
国鉄都第 246 号  
国鉄事第 649 号  
国鉄施第 314 号

国土交通事務次官

## 第1 通 則

新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱(令和7年1月31日付け府地創第22号及び府地事第41号内閣府事務次官通知、6農振第2322号農林水産事務次官通知、20250121 財経第1号経済産業事務次官通知、国総政第45号国土交通事務次官通知、環政総発第2501303号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。)第6 1 3)に定める新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)(以下「交付金」という。)のインフラ整備事業の交付に関しては、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・建設省令第9号。以下「国土交付規則」といい、別表社会資本総合整備事業について適用する。)、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

## 第2 定 義

この交付要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 「老朽化対策事業」とは、災害や劣化等による鉄道施設の被害の未然防止や拡大防止を行う事業をいう。
- 2 「耐震対策事業」とは、今後発生が予想されている大規模地震による鉄道施設の被害の未然防止や拡大防止を行う事業をいう。
- 3 「浸水対策事業」とは、河川氾濫や津波等による地下駅等の浸水被害の未然防止や拡大防止を行う事業をいう。
- 4 「踏切保安設備整備事業」とは、踏切道改良促進法(昭和36年法律第195号。以下「踏切法」という。)に基づき、踏切道の保安設備を整備することにより、交通事故の防止及び

交通の円滑化に寄与することを目的とした事業をいう(踏切法第 19 条第1項の規定による補助を受けようとする事業に限る。)

- 5 「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」とは、鉄道及び軌道による輸送の安全を確保するために生活交通改善事業計画に基づいて実施される事業をいう。
- 6 「豪雨対策事業」とは、豪雨による鉄道河川橋りょうの流失・傾斜及び鉄道に隣接する斜面の崩壊等の鉄道施設の被害の未然防止や拡大防止を行う事業をいう。
- 7 「ホームドア整備事業」とは、鉄軌道駅の転落防止設備の整備を行う事業をいう。
- 8 「第4種踏切道の緊急対策推進事業」とは、第4種踏切道における歩行者等の直前横断等を抑止するための設備の整備を行う事業をいう。
- 9 「地域鉄道メンテナンス体制強化事業」とは、「老朽化対策事業、耐震対策事業、浸水対策事業、踏切保安設備整備事業、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業、豪雨対策事業、ホームドア整備事業及び第4種踏切道の緊急対策推進事業」を実施するための鉄軌道事業者の保守実施計画策定や業務体制の再構築を行う事業をいう。
- 10 「鉄道施設総合安全対策事業」とは、老朽化対策事業、耐震対策事業、浸水対策事業、踏切保安設備整備事業、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業、豪雨対策事業、ホームドア整備事業、第4種踏切道の緊急対策推進事業及び地域鉄道メンテナンス体制強化事業をいう。
- 11 「生活交通改善事業計画」とは、鉄道及び軌道による輸送の安全を確保するために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する鉄道及び軌道による輸送の安全を図るための取組についての計画をいう。
- 12 「再構築計画」とは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化法」という。)第 23 条第1項に掲げる鉄道事業再構築実施計画であって、同法第 24 条第3項の規定により大臣の認定を受けたものをいう。
- 13 「利便増進計画」とは、活性化法第 27 条の 16 第1項に掲げる地域公共交通利便増進実施計画であって、同法第 27 条の 17 の規定により大臣の認定を受けたものをいう。
- 14 「高速化工事」とは、在来の幹線鉄道の高速化のための鉄道施設の整備を行う事業をいう。

- 15 「まちづくり連携高速化工事」とは、まちづくりと連携した在来の幹線鉄道の高速化のための鉄道施設の整備を行う事業をいう。
- 16 「旅客線化工事」とは、大都市及びその周辺における貨物鉄道の旅客線化のための鉄道施設の整備を行う事業をいう。
- 17 「貨物列車走行対応化工事」とは、旅客専用線の貨物列車走行対応化及び貨物列車の輸送力増強のための鉄道施設の整備を行う事業をいう。
- 18 「貨物拠点整備事業」とは、貨物駅の拠点化のための鉄道施設の整備を行う事業をいう。
- 19 「乗継円滑化工事」とは、乗継円滑化のための鉄道施設の整備を行う事業をいう。
- 20 「地域公共交通計画事業」とは、活性化法第5条に基づき作成された又は作成されることが確実と見込まれる地域公共交通計画に位置づけられた利用促進等の取組みを伴って実施される鉄軌道利用者の利便性の向上を図るための施設の整備を行う事業をいう。
- 21 「幹線鉄道等活性化事業」とは、高速化工事、まちづくり連携高速化工事、旅客線化工事、貨物列車走行対応化工事、貨物拠点整備事業、乗継円滑化工事及び地域公共交通計画事業をいう。
- 22 「都市鉄道利便増進事業」とは、都市鉄道等利便増進法(平成 17 年法律第 41 号)第2条第6号に規定する都市鉄道利便増進事業をいう。
- 23 「地下高速鉄道」とは、都市及びその周辺において通勤通学輸送を目的として建設される鉄道(軌道を含む。)であって、主として地下に建設されるものをいう。
- 24 「地下高速鉄道事業者」とは、東京地下鉄株式会社、広島高速交通株式会社、地下高速鉄道事業を営む地方公共団体並びに地下高速鉄道事業を営む事業者であって、地方公共団体から出資総額の2分の1以上の出資を受けている者(開業時における地方公共団体からの出資が出資総額の2分の1以上となること又は地下高速鉄道整備事業費補助交付要綱(平成4年2月 17 日付け鉄財第 24 号)別表に定める出資比率以上となること)が、補助金交付時において確実であると認められる場合を含む。)をいう。
- 25 「空港アクセス鉄道」とは、主として空港の利用者の利用のために建設される鉄道(軌道を含む。)をいう。
- 26 「ニュータウン鉄道」とは、主としてニュータウンの居住者の利用のために建設される鉄道(軌道を含む。)をいう。

27 「空港アクセス鉄道等」とは、空港アクセス鉄道及びニュータウン鉄道をいう。

28 「空港アクセス鉄道等事業者」とは、空港アクセス鉄道等事業を営む地方公共団体及び空港アクセス鉄道等事業を営む整備主体であって地方公共団体からの出資を受けている者をいう。

29 「鉄道駅総合改善事業」とは、関係する地方公共団体、鉄軌道事業者、地方運輸局等からなる協議会において策定された整備計画に基づき、鉄道利用者の利便性、安全性の向上等を図るために必要となる鉄道駅の改良を行う事業であって、生活支援機能、観光案内機能、地域交流拠点機能その他の鉄道利用者や地域住民等の利便性向上、公共交通の利用促進等の観点から鉄道駅の特성에応じて求められる駅空間の高度化に資する機能を有する施設又は高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るために必要となる施設の整備を行う事業をいう。

### 第3 交付金の交付対象

#### 1 交付対象となる事業

交付金の交付対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、別表のとおりとする。

#### 2 事業主体

事業主体は、交付金の交付を受けて本事業を実施する地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する認定地方公共団体(以下単に「認定地方公共団体」という。)又は認定地方公共団体から補助金の交付を受けて本事業を実施する民間事業者等とする。

#### 3 交付金の交付先

交付金の交付を受ける者は、認定地方公共団体とする。ただし、社会資本整備円滑化地籍整備事業については、認定地方公共団体が実施する社会資本整備円滑化地籍整備事業に対して経費の負担を行う都道府県とする。

### 第4 交付の事務の区分

交付金の交付の事務は、本要綱の規定に基づき国土交通大臣が行うものとする。ただし、第7-3の規定に基づき、交付された交付金が、インフラ整備事業のうち、当初予定されていた対象事業(以下「当初予定事業」という。)以外のインフラ整備事業(以下「他の事業」という。)に充てられる場合には、当該当初予定事業に係る交付金の交付の決定を行った大臣が所管するものとする。

### 第5 交付金の交付期間

国土交通大臣が認定地方公共団体及び都道府県に対し交付金を交付することができる期間は、第2世代交付金実施計画(以下「実施計画」という。)ごとに当該計画に基づき対象

事業が実施される年度から起算して、原則5年以内とする。

## 第6 交付限度額

交付金の限度額(以下「交付限度額」という。)は、次に掲げる式により算出された額とする。

$$\text{交付限度額} = \Sigma (A \times B)$$

A : 実施計画に記載されている対象事業ごとの経費

B : 実施計画に記載されている対象事業ごとに別表の国の負担割合に掲げる割合

## 第7 単年度交付額

### 1 単年度交付額

第6に規定する交付金の交付限度額の範囲において、年度ごとの交付金の交付額(以下「単年度交付額」という。)は、次に掲げる式により算出した額を基準として定めるものとする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times C - D$$

C : 実施計画に記載されている事業に要する経費に充てるための交付金が交付される年度の年度末において見込まれる対象事業の進捗率

D : 算出の対象とする年度の前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率 : 対象事業に係る総事業費に対する執行业業費の割合

### 2 事業の進捗率の変更

事業主体は、実施計画に記載されている事業に係る事業の進捗率に変更があった場合には、交付を受けた交付金の額すべてについて、1の規定により算出される額にかかわらず、当該事業整備に要する経費として充てることができる。ただし、この場合においても、当該年度に交付された交付金の額は、当該年度における変更された執行予定事業費を超えることはできない。

### 3 交付金の他の事業への充当

事業主体は、単年度交付額の1/2未満の範囲で、かつ同一実施計画内の他の事業の当該年度の執行予定事業費を超えない範囲内において、交付された交付金を同一実施計画内の他の事業に要する経費として充てることができる。

ただし、当初予定事業の所管省庁と他の事業の所管省庁の協議が整った場合に限る。

また、当初予定事業又は当該他の事業の関連事業として社会資本整備円滑化地籍整備事業を実施する場合は、同事業に対して経費の負担を行う都道府県との協議が整った場合に限る。

## 第8 交付申請

適正化法第5条及び適正化法施行令第3条の規定に基づく交付金の交付に係る申請については、交付金の交付を受ける者(以下「交付申請者」という。)は、対象事業に係る交付金の交付を受けようとするとき、国土交通大臣に対し、別に定める交付申請書を提出して行うものとする。

## 第9 交付決定の通知等

- 1 国土交通大臣は、前条の規定による交付申請があったときは、適正化法第6条の規定に基づき審査のうえ、交付の決定を行い、すみやかにその決定の内容等について交付申請者へ通知するものとする。
- 2 国土交通大臣は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について条件を付することができる。

## 第10 変更交付申請

- 1 交付申請者は、適正化法第7条第1項の規定により承認を受けようとする場合には、国土交通大臣に対し、別に定める変更交付申請書を提出するものとする。
- 2 実施計画に定められた対象事業については、実施計画の要素事業の新設又は廃止を伴わない事業内容の変更で交付決定単位ごとの交付決定額に変更が生じないものは、適正化法第7条第1項第3号の軽微な変更とし、第1項本文の規定にかかわらず、事業の内容に関する変更申請を要しない。

## 第11 申請の取下げ

交付申請者は、適正化法第9条第1項により申請を取り下げる場合には、交付金の交付決定通知を受けた日から起算して30日を経過する日までに、国土交通大臣に対し、別に定める申請取下書を提出するものとする。

## 第12 遂行状況報告

適正化法第12条の規定による遂行状況の報告については、交付申請者は、毎会計年度第2四半期終了後及び国土交通大臣からの要求があったときは、速やかに対象期間の状況を取りまとめ、国土交通大臣に対し、別に定める遂行状況報告書を提出して行うものとする。

## 第13 実績報告

適正化法第14条の規定に基づく報告については、交付申請者は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、国土交通大臣に対し、別に定める実績報告書を提出して行うものとする。なお、適正化法第14条後段の規定による報告は、交付金の交付決定に係る国の

会計年度の翌年度の4月30日までに行うものとする。

#### 第14 交付金の額の確定等

国土交通大臣は、第13の規定により実績報告書を受領したときは、その報告に係る事業が交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかについて、必要に応じて現地調査等を行うものとし、適合すると認めるときは、適正化法第15条の規定により交付金の額を確定し、交付申請者に交付額確定通知書を通知するものとする。

#### 第15 取得財産の管理処分

- 1 事業主体は、対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。
- 2 事業主体は、取得財産等について、対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 3 事業主体は、取得財産等(適正化法施行令第13条第1号から第3号までに掲げる財産及び同条第4号又は第5号の規定により国土交通大臣が定める財産に限る。)について、対象事業の完了後においても、大臣が別に定める期間は大臣の承認を受けずに交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

#### 第16 交付金の経理

事業主体及び交付金の交付を受ける都道府県は、交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

#### 附 則

- 1 本要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

種別	事業	要件、率
都市・幹線鉄道整備事業	(1) 鉄道施設総合安全対策事業	<p>(老朽化対策事業)</p> <p>鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱(平成 20 年4月1日付け国鉄施第 106 号)第4条及び第5条の規定を準用する。この場合において、第4条中「補助対象事業」とあるのは「対象事業」と、第5条第1項中「別表1中列に掲げる者(以下この章において「補助対象事業者」という。)が行う補助対象事業に必要な経費のうち、同表右列に掲げるもの(以下この章において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助金」とあるのは「事業主体が行う対象事業に必要な経費のうち、同要綱別表1右列に掲げるもの(次項において「交付対象経費」という。)について、予算の範囲内において認定地方公共団体に対して交付金」と、同条第2項中「補助対象事業者」とあるのは「交付対象者」と、「交付する補助金」とあるのは「交付する交付金」と、「補助対象経費」とあるのは「交付対象経費」と読み替えるものとする。</p> <p>(耐震対策事業)</p> <p>鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱(平成 20 年4月1日付け国鉄施第 106 号)第 20 条及び第 21 条の規定を準用する。この場合において、第 20 条中「補助対象事業」とあるのは「対象事業」と、第 21 条第1項中「別表1中列に掲げる者(次項において「補助対象事業者」という。)が行う補助対象事業に必要な経費のうち、同表右列に掲げるもの(次項において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助金」とあるのは「事業主体が行う対象事業に必要な経費のうち、同要綱別表1右列に掲げるもの(次項において「交付対象経費」という。)について、予算の範囲内において認定地方公共団体に対して交付金」と、同条第2項中「補助対象事業者」とあるのは「交付対象者」と、「交付する補助金」とあるのは「交付する交付金」と、「補助対象経費」とあるのは「交付対象経費」と読み替えるものとする。</p> <p>(浸水対策事業)</p> <p>鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱(平成 20 年4月1日付け国鉄施第 106 号)第 23 条及び第 24 条の規定を準用する。この場合において、第 23 条中「補助対象事業」とあるのは「対象事業」と、第 24 条第1項中「別表1中列に掲</p>

げる者(次項において「補助対象事業者」という。)が行う補助対象事業に必要な経費のうち、同表右列に掲げるもの(次項において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助金」とあるのは「事業主体が行う対象事業に必要な経費のうち、同要綱別表1右列に掲げるもの(次項において「交付対象経費」という。)について、予算の範囲内において認定地方公共団体に対して交付金」と、同条第2項中「補助対象事業者に対して交付する補助金の額は、地方公共団体の補助する額以内とし、かつ、補助対象経費」とあるのは「交付対象者に対して交付する交付金の額は、交付対象経費」と読み替えるものとする。

(踏切保安設備整備事業)

鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱(平成 20 年4月1日付け国鉄施第 106 号)第 26 条、第 27 条及び第 28 条の規定を準用する。この場合において、第 26 条中「補助対象事業」とあるのは「対象事業」と、第 27 条第1項中「別表1中列に掲げる者(以下この章において「補助対象事業者」という。)が行う補助対象事業に必要な経費のうち、同表右列及び別表2に掲げるものについて、予算の範囲内において補助金」とあるのは「事業主体が行う対象事業に必要な経費のうち、同要綱別表1右列及び別表2に掲げるものについて、予算の範囲内において認定地方公共団体に対して交付金」と、同条第2項中「交付する補助金」とあるのは「交付する交付金」と、「補助対象事業者」とあるのは「事業主体が行う対象事業を実施する指定踏切道を有する鉄道事業者」と読み替えるものとする。

(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)

鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱(平成 20 年4月1日付け国鉄施第 106 号)第 34 条及び第 35 条の規定を準用する。この場合において、第 34 条第1項中「補助対象事業」とあるのは「対象事業」と、同条第4項中「協議会」とあるのは「第2 11 に定める協議会」と、第 35 条第 1 項中「別表1中列に掲げる者(以下この章において「補助対象事業者」という。)」が行う補助対象事業に必要な経費のうち、同表右列に掲げるもの(以下この章において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助金」とあるのは「事業主体が行う対象事業に必要な経費のうち、同要綱別表1右

列に掲げるもの(以下本条において「交付対象経費」という。)について、予算の範囲内において認定地方公共団体に対して交付金」と、同条第2項中「補助金の額」とあるのは「交付金の額」と、「補助対象経費」とあるのは「交付対象経費」と、同条第3項中「補助対象事業者が行う補助対象事業」とあるのは「交付対象者が行う対象事業」と、「国庫補助金」とあるのは「当該交付金」と、「補助金の額」とあるのは「交付金の額」と、同項第1号中「当該補助対象事業者に交付することとなる額(この号において「特定地方公共団体補助額」という。)に特定地方公共団体補助額に相当する国庫補助額を加えた額(次号において「特定補助対象経費」とあるのは「当該交付対象者に交付することとなる額(当該交付金の額を除く。この号において「特定地方公共団体交付額」という。)に特定地方公共団体交付額に相当する当該交付金額を加えた額(次号において「特定交付対象経費」と、同項第2号中「補助対象経費」とあるのは「交付対象経費」と、「特定補助対象経費」とあるのは「特定交付対象経費」と、同条第4項中「国庫補助金」とあるのは「当該交付金」と読み替えるものとする。

(豪雨対策事業)

鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱(平成 20 年4月1日付け国鉄施第 106 号)第 38 条及び第 39 条の規定を準用する。この場合において、第 38 条中「補助対象事業」とあるのは「対象事業」と、第 39 条第1項中「別表1中列に掲げる者(次項において「補助対象事業者」という。)が行う補助対象事業に必要な経費のうち、同表右列に掲げるもの(次項において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助金」とあるのは「事業主体が行う対象事業に必要な経費のうち、同要綱別表1右列に掲げるもの(次項において「交付対象経費」という。)について、予算の範囲内において認定地方公共団体に対して交付金」と、同条第2項中「補助対象事業者」とあるのは「交付対象者」と、「交付する補助金」とあるのは「交付する交付金」と、「補助対象経費」とあるのは「交付対象経費」と読み替えるものとする。

(ホームドア整備事業)

鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱(平成 20 年4月1日付け国鉄施第 106 号)第 41 条及び第 42 条の規定を

準用する。この場合において、第 41 条中「補助対象事業」とあるのは「対象事業」と、第 42 条第 1 項中「別表 1 中列に掲げる者(以下この章において「補助対象事業者」という。)が行う補助対象事業に必要な経費(軌道法施行規則(大正 12 年内務省・鉄道省令)第 21 条第 2 項第 4 号又は鉄道事業法施行規則(昭和 62 年運輸省令第 6 号)第 34 条第 1 項第 4 号の料金によるホームドア又は可動式ホーム柵の整備に係る経費を除く。)のうち、同表右列に掲げるもの(以下この章において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助金」とあるのは「事業主体が行う対象事業に必要な経費(軌道法施行規則(大正 12 年内務省・鉄道省令)第 21 条第 2 項第 4 号又は鉄道事業法施行規則(昭和 62 年運輸省令第 6 号)第 34 条第 1 項第 4 号の料金によるホームドア又は可動式ホーム柵の整備に係る経費を除く。)のうち、同要綱別表 1 右列に掲げるもの(以下本条において「交付対象経費」という。)について、予算の範囲内において認定地方公共団体に対して交付金」と、同条第 2 項中「補助対象事業者」とあるのは「交付対象者」と、「補助金の額」とあるのは「交付金の額」と、「補助対象経費」とあるのは「交付対象経費」と読み替えるものとする。

(第 4 種踏切道の緊急対策推進事業)

鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱(平成 20 年 4 月 1 日付け国鉄施第 106 号)第 44 条及び第 45 条の規定を準用する。この場合において、第 44 条中「補助対象事業」とあるのは「対象事業」と、第 45 条第 1 項中「別表 1 中列に掲げる者(以下この章において「補助対象事業者」という。)が行う補助対象事業に必要な経費のうち、同表右列に掲げるものについて、予算の範囲内において補助金」とあるのは「事業主体が行う対象事業に必要な経費のうち、同要綱別表 1 右列に掲げるものについて、予算の範囲内において認定地方公共団体に対して交付金」と、同条第 2 項中「交付する補助金」とあるのは「交付する交付金」と、「補助対象事業者」とあるのは「事業主体が行う対象事業を実施する第 4 種踏切道を有する鉄道事業者」と、「地方公共団体である鉄道事業者」とあるのは「事業主体が行う対象事業を実施する第 4 種踏切道を有する鉄道事業者のうち、地方公共団体である鉄道事業者」と読み替えるものとする。

			<p>(地域鉄道メンテナンス体制強化事業)</p> <p>鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱(平成 20 年4月1日付け国鉄施第 106 号)第 47 条及び第 48 条の規定を準用する。この場合において第 47 条中「補助対象事業」とあるのは「対象事業」と、第 48 条第1項中「別表1中列に掲げる者(以下この章において「補助対象事業者」という。)が行う補助対象事業に必要な経費のうち、同表右列に掲げるもの(以下この章において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助金」とあるのは「事業主体がおこなう対象事業に必要な経費のうち、同要綱別表1右列に掲げるもの(次項において「交付対象経費」という。)について、予算の範囲内において認定地方公共団体に対して交付金」と、同条第2項中「補助対象事業者」とあるのは「交付対象者」と、「交付する補助金」とあるのは「交付する交付金」と読み替えるものとする。</p> <p>(別表1)</p> <p>鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱(平成 20 年4月1日付け国鉄施第 106 号)の別表1を準用する。この場合において、「補助対象事業者」とあるのは「交付対象者」と、「補助対象経費」とあるのは「交付対象経費」と読み替えるものとする。</p> <p>(別表2)</p> <p>鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱(平成 20 年4月1日付け国鉄施第 106 号)の別表2を準用する。この場合において、「補助対象経費」とあるのは「交付対象経費」と読み替えるものとする。</p>
		<p>(2) 幹線鉄道等活性化事業</p>	<p>幹線鉄道等活性化事業費補助交付要領(昭和 63 年8月 29 日付け官鉄監第 329 号)第3条の規定を準用する。この場合において、同条第 1 項中「補助対象者(地方公共団体の出資に係る法人であらかじめ補助の対象として選定された鉄道施設の整備・保有を業務とするもの)」とあるのは「交付対象者(認定地方公共団体であって、施設の整備を実施する鉄軌道事業者(以下「認定鉄軌道事業者」という。))、地方公共団体の出資に係る法人であらかじめ補助の対象として選定された鉄道施設の整備・保有を業務とするもの」と、「別表」とあるのは「同要領別表」と、「機構が補助対象者に対して補</p>

		<p>助するための財源として予算の範囲内において機構に対して補助金」とあるのは「認定鉄軌道事業者が自ら補助事業を行うため又は認定地方公共団体（認定鉄軌道事業者を除く。）が交付対象者に対して補助するための財源として予算の範囲内において認定地方公共団体に対して交付金」と、同条第2項中「補助金の額」とあるのは「交付金の額」と、「出資金、補助の合計額以内」とあるのは「出資金、補助の合計額（当該交付金の額を除く。）以内」と、「出資金、補助、負担金の合計額以内」とあるのは「出資金、補助、負担金の合計額（当該交付金の額を除く。）以内」と読み替えるものとする。</p>
	<p>(3) 都市鉄道利便増進事業</p>	<p>都市鉄道利便増進事業費補助交付要綱(平成 17 年8月 16 日付け国鉄都第 20-4号)第3条及び第4条第1項から第3項までの規定を準用する。この場合において、同条第1項中「補助対象経費」とあるのは「交付対象経費」と、同条第2項中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）」とあるのは「認定地方公共団体」と、「又は機構」とあるのは「又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と、「いい、以下「補助対象者」という」とあるのは「いう」と、「機構に対して補助金」とあるのは「認定地方公共団体に対して交付金」と、同条第3項中「補助金の額は、地方公共団体が補助する額と同額」とあるのは「交付金の額は、地方公共団体が補助する額（当該交付金の額を除く。）と同額」と、「補助対象経費」とあるのは「交付対象経費」と読み替えるものとする。</p>
	<p>(4) 都市鉄道整備事業(地下高速鉄道)</p>	<p>地下高速鉄道整備事業費補助交付要綱第3条、第4条及び第5条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条中「補助対象として選定された路線（以下「補助対象路線」という。）」とあるのは「交付対象として選定された路線（以下「交付対象路線」という。）」と、「補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象整備事業費」という。）」とあるのは「交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象整備事業費」という。）」と、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）」とあるのは「認定地方公共団体」と、「機構に対し補助金」とあるのは「認定地方公共団体に対し交付金」と、第4条見出し及び第1項中「補助対象整備事業費」とあるのは「交付対象整備事業費」と、同項中「補助対象路線」とあるのは「交付対象路線」</p>

		<p>と、「別表1」とあるのは「同要綱別表1」と、第5条見出し中「補助金額」とあるのは「交付金額」と、同条第1項中「補助金の総額は、地方公共団体の補助金額の範囲内」とあるのは「交付金の総額は、地方公共団体の補助金額(当該交付金の額を除く。)の範囲内」と、「補助対象整備事業費」とあるのは「交付対象整備事業費」と読み替えるものとする。</p>
	<p>(5) 都市鉄道整備事業(空港アクセス鉄道等)</p>	<p>空港アクセス鉄道等整備事業費補助交付要綱(昭和 56 年 10 月 1 日付け鉄財第 188 号)第2、第3並びに第4の1.及び3の規定を準用する。この場合において、第2中「補助対象として選定された路線(以下「補助対象路線」という。)」とあるのは「交付対象として選定された路線(以下「交付対象路線」という。)」と、「補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象整備事業費」という。)」とあるのは「交付金交付の対象として大臣が認める経費(以下「交付対象整備事業費」という。)」と、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)」とあるのは「認定地方公共団体」と、「機構に対し補助金」とあるのは「認定地方公共団体に対し交付金」と、同二中「準公営に対して、相当の反対給付を受けないで交付する給付金で当該申請に係る補助金をその財源の一部とするもの(以下「間接補助金」という。)を交付しようとする地方公共団体」とあるのは「準公営」と、第3中「補助対象整備事業費」とあるのは「交付対象整備事業費」と、「補助対象路線」とあるのは「交付対象路線」と、第4中「補助金額」とあるのは「交付金額」と、同1.及び3.中「補助金の総額は、第2の一に掲げる者についてはその補助対象整備事業費の額の、第2の二に掲げる者については準公営の補助対象整備事業費の額のそれぞれ」とあるのは「交付金の総額は、交付対象整備事業費の額の」と読み替えるものとする。</p>
	<p>(6) 鉄道駅総合改善事業</p>	<p>鉄道駅総合改善事業費補助交付要綱(平成 11 年3月 19 日付け鉄施第 68 号)第3条及び第4条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「補助対象者」とあるのは「事業主体」と、「別表に掲げるもの(以下「補助対象経費」という。)」とあるのは「同要綱別表に掲げるもの(以下「交付対象経費」という。)」と、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)」とあるのは「認定地方公共団体」と、「機構に対して補助金」とあるのは「認定地方公共</p>

			<p>団体に対して交付金」と、同条第2項中「補助金」とあるのは「交付金」と、「補助対象経費」とあるのは「交付対象経費」と、「地方公共団体の補助額以内」とあるのは「地方公共団体の補助額(当該交付金の額を除く。)以内」と、同条第3項中「補助対象者」とあるのは「事業主体」と、「補助金」とあるのは「交付金」と読み替えるものとする。</p>
社会資本総合整備事業	社会資本整備総合交付金	(7) 地域公共交通再構築事業	<p>社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付 国官会 2317号国土交通事務次官通知) 附属第Ⅰ編イ-17、附属第Ⅱ編イ-17-(1)及び附属第Ⅲ編イ-17-(1)の規定を準用する。</p>
		<p>(8) 関連事業  イ 関連社会資本整備事業  ロ 効果促進事業  ハ 社会資本整備円滑化地籍整備事業</p>	<p>要件については、社会資本整備総合交付金交付要綱第6第2号の規定を準用する。この場合において、「社会資本総合整備計画」とあるのは「実施計画」と、「附属第Ⅱ編において定めるそれぞれの基幹事業」とあるのは「交付要綱(インフラ整備事業)において定めるそれぞれの社会資本整備総合交付金」と、「附属第Ⅱ編において定める基幹事業」とあるのは「交付要綱(インフラ整備事業)において定める社会資本整備総合交付金」と、「基幹事業と一体」とあるのは「交付要綱別表(7)の事業と一体」と、「基幹事業が」とあるのは「事業が」と、「社会資本整備総合交付金」とあるのは「交付金」と、「基幹事業に」とあるのは「交付要綱別表(7)の事業に」と読み替えるものとする。</p> <p>国費の算定方法については、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編第2章の規定を準用する。</p>